



環生第173号
令和3年9月7日

静岡県環境審議会
会長 千賀 康宏 様

静岡県知事 川勝 平太



埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準について（諮問）

本県における埋立て、盛土（以下「埋立て等」という。）に使用される土砂等に関する環境上の基準について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

- (1) 埋立て等に使用される土砂等の汚染状態に関する基準について
- (2) 埋立て等が行われた場合における、区域内から区域外への排水基準について

2 諮問理由

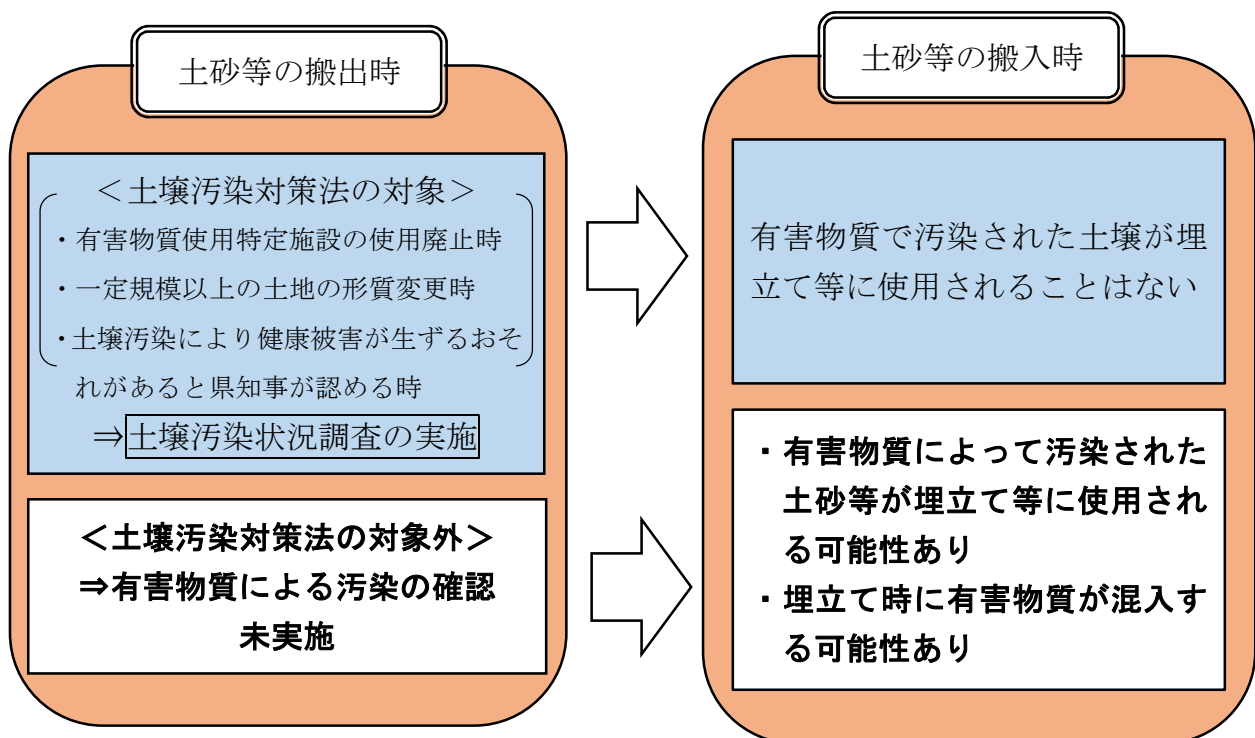
本年7月3日に熱海市伊豆山地区で土石流が発生し、土砂中に土壌汚染対策法の基準を上回る「ふっ素」が含まれていた事案等を踏まえ、県民の健康を保護し、生活環境の保全を図る観点から、埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準について、意見を求める。

埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準の検討

1 要旨

- ・本年7月3日に熱海市伊豆山地区で土石流が発生し、土砂中に土壤汚染対策法の基準を上回る「ふっ素」が含まれていた。
- ・土砂等の搬出時には、土壤汚染対策法に定められた行為である場合には土壤汚染状況調査を実施し、汚染がない土砂等に限り埋立て、盛土（以下「埋立て等」という。）に使用できることとなっている。
- ・一方、土砂等の搬入時には、有害物質による汚染に関する規制がないことから土砂等が崩壊、流出した場合には、県民の健康や生活環境に影響を及ぼす可能性がある。
- ・こうしたことから、本県における土砂等の埋立て等に関する規制のあり方と併せて、埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準についても検討する必要がある。

＜有害物質による土砂等の汚染の確認の実施状況＞



2 諮問内容

本県における埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準について、環境審議会の意見を求める。

- ・埋立て等に使用される土砂等の汚染状態に関する基準について
- ・埋立て等が行われた場合における、区域内から区域外への排水基準について

土壤汚染対策法の概要

目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

土壤汚染状況調査

①有害物質使用特定施設の使用の廃止時（第3条第1項）
知事の確認を受けた場合は、調査義務が一時的に免除

②一時的に①の調査義務が免除された土地で、900㎡以上の土地の形質変更の届出の際（第3条第7項・第8項）

③3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第4条）

④土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

自主調査において土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる（第14条）

土地所有者等が指定調査機関に調査を実施させ、結果を知事に報告

土壤の汚染状態が指定基準に適合しない場合

区域指定

○要措置区域（法第6条）

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 土地の所有者等は、都道府県知事等の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと（法第7条）
- 土地の形質変更の原則禁止（法第9条）

○形質変更時要届出区域（法第11条）

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）

- 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事等に届出を行うこと（法第12条）

指定解除

土壤汚染の除去

区域の指定を解除

○土壤汚染とは？

土壤が人間にとって有害な物質によって汚染された状態

【汚染原因の例】

- ①工場の操業に伴い、原料として用いる有害な物質を不適切に取り扱ってしまった。
 - ②有害な物質を含む液体を地下に浸透させてしまった。
- ※ 上記のような人為由来の汚染だけでなく、自然由来で汚染されているものもある。



人間の活動などに伴って生じた有害物質が土の中にたまっている。

○土壤汚染に伴う人の健康リスク

①地下水等経由の摂取リスク

土壤に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を口にすることによるリスク
例土壤汚染が存在する土地の周辺で、地下水を飲むための井戸や蛇口が存在する場合



②直接摂取リスク

土壤に含まれる有害物質を口や肌などから直接摂取することによるリスク
例子どもが砂遊びをしているときに手に付いた土壌を口にする、風で飛び散った土壌が直接口に入ってしまう場合



● 土壌の汚染状態に関する基準（指定基準）と土壌の汚染に係る環境基準

	特定有害物質(土壌汚染対策法第2条)	土壌の汚染状態に関する基準 (土壌汚染対策法第6条第1項第1号)		土壌の汚染に係る環境基準 (環境基本法第16条)
		土壌含有量基準 (土壌1kg当たり) 〈直接摂取によるリスク〉	土壌溶出量基準(検液1Lあたり) 〈地下水等の摂取によるリスク〉	
1	四塩化炭素	/	0.002mg以下	0.002mg以下
2	クロロエチレン		0.002mg以下	0.002mg以下
3	1,2-ジクロロエタン		0.004mg以下	0.004mg以下
4	1,1-ジクロロエチレン		0.1mg以下	0.1mg以下
5	1,2-ジクロロエチレン		0.04mg以下	0.04mg以下
6	1,3-ジクロロプロペン		0.002mg以下	0.002mg以下
7	ジクロロメタン		0.02mg以下	0.02mg以下
8	テトラクロロエチレン		0.01mg以下	0.01mg以下
9	1,1,1-トリクロロエタン		1mg以下	1mg以下
10	1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg以下	0.006mg以下
11	トリクロロエチレン		0.01mg以下	0.01mg以下
12	ベンゼン		0.01mg以下	0.01mg以下
13	カドミウム及びその化合物	45mg以下	0.003mg以下	0.003mg以下 (かつ農用地において米1kgにつき0.4mg以下)
14	六価クロム化合物	250mg以下	0.05mg以下	0.05mg以下
15	シアン化合物	50mg以下 (遊離シアンとして)	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
16	水銀及びその化合物 うちアルキル水銀	15mg以下	0.0005mg以下 検液中に検出されないこと	0.0005mg以下 検液中に検出されないこと
17	セレン及びその化合物	150mg以下	0.01mg以下	0.01mg以下
18	鉛及びその化合物	150mg以下	0.01mg以下	0.01mg以下
19	砒素及びその化合物	150mg以下	0.01mg以下	0.01mg以下 (かつ農用地(田に限る。)において土壌1kgにつき15mg未満)
20	ふっ素及びその化合物	4000mg以下	0.8mg以下	0.8mg以下
21	ほう素及びその化合物	4000mg以下	1mg以下	1mg以下
22	シマジン	/	0.003mg以下	0.003mg以下
23	チウラム		0.006mg以下	0.006mg以下
24	チオベンカルブ		0.02mg以下	0.02mg以下
25	PCB		検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
26	有機りん化合物		検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
-	銅			
-	1,4-ジオキサン			0.05mg以下

● ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準 (ダイオキシン類対策特別措置法第7条)	1,000pg-TEQ/g以下
-------------------------------------	-----------------

他府県における埋立て等に使用される土砂等の基準

府県名	埋立て等に使用される土砂等の基準※			
	a	b	c	d
埼玉県	●			
兵庫県	●			
三重県		●		
栃木県			●	
茨城県			●	
群馬県			●	
千葉県			●	
岐阜県			●	
徳島県			●	
愛媛県			●	
高知県				●
大分県				●
和歌山県				●
京都府				●

※ 埋立て等に使用される土砂等の基準

- a : 土壌汚染対策法の土壌の汚染状態に関する基準+ダイオキシン類による土壌の汚染にかかる環境基準
- b : 土壌汚染対策法の土壌の汚染状態に関する基準
- c : 土壌の汚染に係る環境基準
- d : 土壌の汚染に係る環境基準（銅または1,4-ジオキサンを除く）

今後のスケジュール(予定)

県環境審議会（第2回） 諮問	令和3年9月8日
水質部会（第1回） 審議	令和3年9月下旬
水質部会（第2回） 審議	令和3年10月
県環境審議会（第3回） 答申	令和3年11月